

宿泊約款

TERMS CONDITIONS FOR ACCOMMODATION CONTRACTS



AUTHENT HOTEL
OTARU

宿 泊 約 款

＜適用範囲＞

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この契約の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

＜宿泊契約の申込み＞

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

＜宿泊契約の成立等＞

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間(3日を超える時は3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当り、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

＜申込金の支払いを要しないこととする特約＞

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じる事があります。

- 2 宿泊契約の申込を承諾するに当り、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

＜宿泊契約締結の拒否＞

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない事があります。

- (1) 宿泊の申込みが、約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がない場合。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
- (7) 北海道旅館業法施行条例5条の規定する場合に該当するとき。

＜宿泊客の契約解除権＞

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除する事が出来ます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

＜当ホテルの契約解除権＞

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する事があります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき。
 - (5) 北海道旅館業法施行条例5条の規定する場合に該当するとき。
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限り)に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

＜宿泊の登録＞

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時はあらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

＜客室の使用時間＞

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用する事ができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過2時間までは、室料相当額の 30%
- (2) 超過5時間までは、室料相当額の 50%
- (3) 超過5時間以上は、室料相当額の 100%

＜利用規則の遵守＞

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

＜営業時間＞

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクत्री等でご案内致します。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
- ① 門限 なし
- ② フロントサービス 24時間
- (2) 飲食等(施設)サービス時間
- ① メインレストラン<カサブランカ> イ. 朝食 午前07時00分～午前09時30分 ロ. 昼食 午前11時30分～午後14時30分 ハ. 夕食 午後17時30分～午後20時00分
- ② 和食レストラン<入舟> イ. 朝食 午前07時00分～午前09時30分 ロ. 昼食 午前11時30分～午後14時30分 ハ. 夕食 午後17時30分～午後20時00分
- ③ 鉄板焼 <海王> イ. 昼食 午前11時30分～午後14時30分 ロ. 夕食 午後17時30分～午後20時00分
- ④ メインバー <キャプテンズバー> イ. 午後20時00分～午前01時00分
- ⑤ トップラウンジ<ボールスター> イ. 午後20時00分～午後23時00分
- ⑥ ロビーラウンジ<オンディーヌ> イ. 午前09時00分～午後19時00分
- (3) 附帯サービス施設時間
- ① ルームサービス 午後17時30分～午後20時00分
- ② 売店 午前09時00分～午後19時00分
- ③ ベーカリーショップ オンディーヌ 午前10時00分～午後19時00分
- ④ ギャラリー 午前10時00分～午後19時00分
- ⑤ 大浴場 午後18時00分～午後24時00分
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

＜料金の支払い＞

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
- 4 当ホテルでは宿泊料金を前金としてお預かりさせていただく場合がございます。

＜当ホテルの責任＞

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当り、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。

＜契約した客室の提供ができない時の取扱い＞

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がない時は、補償料を支払いません。

＜寄託物等の取扱い＞

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じた時については、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった時は、当ホテルはその損害を話し合いの上賠償します。

- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を話し合いの上賠償します。ただし、宿泊客から予め種類及び価格の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

＜宿泊客の手荷物又は携帯品の保管＞

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

- 2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

＜駐車場の責任＞

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当り、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

＜宿泊客の責任＞

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客が当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が 支払うべき 総 額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料+朝・夕食料) ② サービス料(①×10%)
	追加料金	③ 追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ④ サービス料(③×10%)
	税 金	イ 消費税

備考 エキストラベッドは1台4,200円いただきます。また、ベビーコトは無料です。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日		
	不 泊	当 日	前 日
14名まで	100%	80%	20%
15名～30名まで	100%	80%	20%
31名～100名まで	100%	80%	20%
101名まで	100%	100%	50%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

《宿泊客見舞金規程》

第19条 当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合には、別に定める宿泊客見舞金規程に記載の事項を実施いたします。

宿泊客見舞金規程

(目的)

第1条 本規程は、宿泊客の死亡に際し、当館が弔意を表して給付する金品等に関し、必要な事項を定めたものです。

(死亡弔慰金等)

第2条 当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合に以下に掲げる事項を実施いたします。ただし、「当館宿泊中」とは、当館にチェックインしてからチェックアウトするまでの間とします。

- ①遺族に対して、死亡弔慰金を給付いたします。死亡弔慰金の金額は、死亡した宿泊客1名につき、10万円を限度とします。
- ②状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に、当館の役員、従業員または当館が指定する代表者が出席いたします。
- ③状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に当館より献花等を行います。

(給付の制限)

第3条 次のいずれかに該当する場合は、前条に掲げる事項を実施いたしません。

- ①宿泊客の麻薬、アヘン、大麻、または覚醒剤、シンナー等の使用によって死亡した場合
- ②宿泊客の妊娠、出産、早産または流産が原因で死亡した場合
- ③宿泊客の自殺行為によって死亡した場合
- ④核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故が原因で発症した疾病によって死亡した場合
- ⑤前項以外の放射線照射または放射能汚染によって発症した疾病によって死亡した場合
- ⑥細菌性食物中毒によって死亡した場合

(書類の提出)

第4条 死亡した宿泊客の遺族が本規程の定めるところに従って死亡弔慰金を受け取ろうとするときは、以下の書類を当館にご提出いただくものとします。

- ①所定の死亡弔慰金請求書
- ②医師の死亡診断書または死体検案書
- ③死亡した宿泊客と死亡弔慰金を受け取る側の関係を証明する書類

(保険会社との契約)

第5条 第2条に定める死亡弔慰金の支払等を確実にするため、その保全措置として、当館は死亡弔慰金のすべてまたはその一部について、保険会社と保険契約を締結することがあります。

《宿泊約款における当ホテルが定める規定内容》

(申込金規定)

宿泊約款 第3条2項の申込金規定は下記の通りです。

- 1 申込金は宿泊期間の基本宿泊料を限度とします。
- 2 当ホテルが宿泊契約成立に基づき宿泊期間の基本宿泊料を限度として指定する宿泊日数分の基本宿泊料金を指定する日までにお支払いいただきます。

(前金規定)

宿泊約款 第12条の前金規定は下記の通りです。

- 1 前金は宿泊期間の基本宿泊料を限度とします。
- 2 当ホテルが宿泊契約成立に基づき宿泊期間の基本宿泊料を限度として指定する宿泊日数分の基本宿泊料金を指定する日までにお支払いいただきます。